



### 中国会計税務実務

### 2020年第3号

#### 今回のテーマ：新型コロナウイルスの流行期間における給与計算について

新型コロナウイルスによる新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、国務院及び各地政府は相次いで事業再開の延期に関する通達を発表した。各地の企業はこの指示に従い、操業再開を延期するとともに、また一部の企業は在宅勤務を行うなど柔軟な対応で営業再開している。新型コロナウイルスの流行期間における労務関係については、これを円滑に処理するため、人事社会保障部は「新型コロナウイルスによる新型コロナウイルスの流行期間における労務関係に関する通達」(人社庁明電[2020]5号)(以下、「人社部5号文」と略称する)と「新型コロナウイルスによる新型コロナウイルスの流行期間における労務関係の安定化と企業活動の再開支援に関する意見書」(人社部発[2020]8号)(以下、「人社部8号文」と略称する)を公布した。

#### 主な内容：

##### ➤ 春節休暇延長期間（1月31日から2月2日まで）の給与について

国務院が発表した「2020年の春節休暇延長に関する通達」に基づき、2020年春節の連休は2月2日まで延長される。企業が春節休暇延長期間に社員を働かせ、これ以降に代休を手配することができない場合、社員の日給または時給の200%を下回らない範囲で給与を支払う必要がある。

##### ➤ 事業再開延期期間（2月3日から事業再開まで）の給与について

国務院の通達公布後であっても、一部の省・市政府は、実際の状況に応じ、事業再開延期に関する通達や営業再開に関し柔軟な通達を発効している。

- 多くの省・市政府は企業に対し、2月9日より前に事業を再開することを禁止することを通知しているものの、新型コロナウイルスの流行期間における給与計算についてはその具体的な方法や基準を発表していない。人社部5号文の規定に基づき、操業停止日が一給与支払期間内に含まれる場合は、企業は労働契約に規定される基準に従って従業員の給与を支払う必要がある。また一給与支払期間を超え、従業員が労働を正常に提供する場合、従業員に支払われる給与は現地の最低給与基準を下回ってはならない。従業員が労働を提供しない場合は、企業は生活費を支給する必要がある。なお生活費については各省・自治区・直轄市の標準に従う。
- 北京市人民政府は2020年1月31日「新型コロナウイルスによる新型コロナウイルスの流行期間における柔軟な営業再開に関する通達」を発表し、市内の営業再開が可能な企業は、2月9日24時前に柔軟に営業再開するよう通知した。また北京人社局は、企業がネット・電話など柔軟的な方法で労働を提供する従業員に対しては、法律に基づき給与を支払う必要があることを通知した。
- 上海市人民政府は2020年1月27日「上海市企業の事業再開及び事業再開延期に関する通知」を発表し、市内の企業に対して、2月9日より前に事業を再開することを禁止することを通知した。また上海市人社局によると、出勤できない従業員に対しては、企業は労働契約に規定された基準に従って給与を支給しなければならないとされている。また特別な任務のため、やむなく出勤する従業員に対しては、休日出勤として代休あるいは規定の二倍の給与を支払う必要がある。
- 湖北省人民政府は2020年2月1日「2020年の春節休暇延長に関する通達」を発表し、2020年の春節休暇を2月13日まで延長するとし（春節期間に湖北に親戚や友人を訪ねる外地人も対象となる）、2月14日からの営業再開とした。感染拡大防止の業務に伴い、やむ

なく休暇が取れない従業員については、「中華人民共和国労働法」の規定に従い代休が支給される。あるいはまた、休日出勤に係る報酬は関連政策に基づいて実施されることとなる。

#### ➤ 隔離治療中の従業員の給与について

人社部 5 号文と 8 号文によると、新型コロナウイルス感染者、感染の疑いのある者、密接な接触者について、隔離治療期間、経過観察期間あるいは政府による隔離措置その他の緊急措置により、正常な労働を行うことが出来ない従業員に対しても、企業はこの間の給与を支給する必要がある。また隔離期間終了後も暫くの間業務が出来ず治療を必要とする従業員に対しても、現地の医療期間の関連規定に従い給与を支給する必要がある。

#### ➤ 操業停止中の従業員の待遇について

感染拡大の影響により、企業の生産経営が困難な場合、従業員と相談のうえ賃金の調整、労働時間の短縮その他の方法で職場を安定させるとともに、それでもなお給与の支払いが難しい場合には、企業と労働組合または従業員代表と互いに相談のうえ支払いを延期し、企業の資金繰りを軽減することができる。企業は、操業停止日数が一給与支払期間内に含まれる場合、労働契約に規定された基準に従って従業員の給与を支給しなければならない。また一給与支払期間を超える場合で、従業員が労働を正常に提供する場合、従業員に支給する給与は現地の最低給与基準を下回ってはならない。また従業員が労働を提供していない場合でも、企業は生活費を支給する必要がある。なお生活費は各省・自治区・直轄市の標準に従うものとする。

### お見逃しなく：

- 人事当局及び社会保険当局の最最新規定を参照のうえ、関連規定に従い処理してください。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同であるがゆえに、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供いたします。

お問い合わせ: [Japan@cn.gt.com](mailto:Japan@cn.gt.com)